

日常生活用具の給付基準額等の見直しについて（検討）

1 結論

(1) 多治見市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための条例施行規則（平成 24 年 3 月 31 日規則第 62 号。以下「規則」という。）に規定する、日常生活用具給付等事業^{※1}におけるストーマ^{※2}装具について、給付基準額を見直す。

※1 在宅の障がい者（児）等に対し、日常生活を円滑にする自立生活支援用具を給付する事業

※2 手術で腹部に新しく作られた、便や尿の排せつの出口。（人工肛門や人工膀胱）

(2) 県内及び人口規模が同等の類似団体の状況を参考に、内容（品目、対象要件、性能）を一部更新する。

2 経緯

ストーマ装具を含む日常生活用具の給付基準額は、平成 18 年に本事業が国から地方に移行された際の国の基準額に準じ規定。基準額は各自治体の裁量で設定できるため、自治体によって異なるのが現状。

本市では、平成 18 年以降、基準額の見直しは行っていないが、近年特に著しい物価高騰や複数の団体からの見直し要望、国の意向等からも、必要なストーマ装具を適切に給付することができるよう見直しが必要と判断。他の給付品目についても全体にわかりやすい内容に見直しを実施するもの。（見直しは R9.4.1(R9.4 給付分)から。）

3 見直し内容

(1) ストーマ装具給付基準額

消化器系 8,858 円/月 → 10,000 円/月

尿路系 11,639 円/月 → 13,000 円/月

(2) その他

①「盲人用」の標記を「視覚障がい者用」に改める

※盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計、盲人用時計の 3 品目

②「サラン・ガーゼ・脱脂綿」を「紙おむつ」に含める

③「T 字状・棒状のつえ」の材質等要件をなしとし、一律 4,600 円とする

（旧基準額：材質等により 2,310 円～4,683 円）

④「点字器」の材質等要件をなしとし、一律 10,700 円とする

（旧基準額：材質等により 1,699 円～10,712 円）